特定相談支援事業所　研修資料

R1.7.26

障害者支援課

当資料は、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（平成 30 年２月５日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）をベースに作成。出典は以下の通り。

神戸市マニュアル

計画相談支援事務処理要領　－第８版－（区担当者用）※令和元年５月分

留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）※平成 30 年 3 月 30 日改正分

Q&A vol.1

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.１（平成 30 年３月 30 日）

Q&A vol.2

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.２（平成 30 年４月 25 日）

目次

１．モニタリング実施標準期間の見直し

２．相談支援専門員１人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）

３．基本報酬の見直し（計画相談支援）

４．特定事業所加算の評価の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

５．質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

（１）初回加算

（２）入院時情報連携加算

（３）退院・退所加算

（４）居宅介護支援事業所等連携加算

（５）医療・保育・教育機関等連携加算

（６）サービス担当者会議実施加算

（７）サービス提供時モニタリング加算

（８）行動障害支援体制加算

（９）要医療児者支援体制加算

（１０）精神障害者支援体制加算

６．その他（計画相談支援、障害児相談支援）

（参考）地域生活支援拠点等

１．モニタリング実施標準期間の見直し

・サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

・なお、モニタリング時以外にも、相談支援専門員が必要に応じた支援を随時実施できるよう、サービス提供事業者は毎月のサービス利用状況を指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に報告する。

・また、指定特定相談支援事業者等の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組を行う。

イ　指定特定相談支援事業者等は、継続サービス利用支援等によるモニタリング結果について市町村に対して報告する。

ロ　市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等によりモニタリング内容について検証等を行う。

※検証等については基幹相談支援センター等に委託可。

≪モニタリング実施標準期間の見直し≫

［平成30年度見直し前］

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

（１）新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者

→利用開始から３月を経過するまで１月間

（２）在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（（１）を除く。）

①　以下の者→１月間

イ　障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ　単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

ハ　常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）

②　①以外の者→６月間

（３）障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援

（（１）及び（４）を除く。）→１年間

（４）地域移行支援、地域定着支援（（１）及び（２）を除く。）→６月間

［平成30年度見直し後］

以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。

（１）新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者

→利用開始から３月を経過するまで１月間

（２）在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（（１）を除く。）

①　以下の者→１月間

イ　障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ　単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

ハ　常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）

②　以下の者→３月間

イ　居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者

ロ　65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者

③　①、②以外の者→６月間

（３）障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援（（１）及び（４）を除く。）→６月間

（４）地域移行支援、地域定着支援（（１）及び（２）を除く。）→６月間

※（３）の利用者（以下「施設入所者等」という。）及び（２）の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者（以下「新サービス利用者」という。）は平成30年度から、その他の（２）の②は平成31年度から見直す。ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

※さらに、上記区分は市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりも短い期間で設定すべき旨を通知等で明記する。

【計画相談支援】

・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者

・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者

・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

神戸市マニュアル

Ａ．１月ごと

在宅の障害福祉サービス利用者のうち下記①～③のいずれかに該当する者

①単身生活者で、自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難な者で、下記のいずれかに該当する者

・認定調査項目「2-10　日常の意思決定」の「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、又は「3-3　コミュニケーション」の「特定の者であればコミュニケーションできる」「会話以外の方法でコミュニケーションできる」「独自の方法でコミュニケーションできる」「コミュニケーションできない」に該当

・身体障害者で、障害支援区分が４以上に該当

②同居者がいるが、同居者による支援が困難な者

自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難な者で、下記※1のいずれかに該当し、また、同居者が下記※2の状態等にある者。

※1　本人の状態（下記のいずれかに該当）

・認定調査項目「2-10　日常の意思決定」の「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、又は「3-3　コミュニケーション」の「特定の者であればコミュニケーションできる」「会話以外の方法でコミュニケーションできる」「独自の方法でコミュニケーションできる」「コミュニケーションできない」に該当

・身体障害者で、障害支援区分が４以上に該当

※2　同居者の状態

・未成年

・障害や疾病のため、連絡調整に係る援助が困難

・高齢者や要介護者のため、連絡調整に係る援助が困難

・放置、無理解等により、連絡調整に係る援助が困難

③重度障害者等包括支援の対象者要件に該当する者で、当該サービスの支給決定を受けていない者

Ｂ．１月ごと（支給決定後３ヶ月間に限る）　上記Ａを除く、下記の者

①サービスの支給量が標準支給量を超え、市町村審査会に諮問した者

②家庭環境の変化やライフステージの変化等、生活環境が大きな変化等により、サービスの種類、内容、量等に著しく変動がある者

③新規支給決定者等で、短期間のうちに、サービスの種類、内容、量等に著しく変動があると見込まれる者

Ｃ．１月ごと（支給決定後６ヶ月間に限る）　上記Ａ・Ｂを除く、下記の者

①地域移行した者（地域定着支援・自立生活援助の利用者を除く）

②入所、入院から地域生活へ移行後に、一定期間集中的な支援を必要とする者で、次のいずれかに該当する者

・障害と関連のある理由により、概ね３ヶ月以上入院していた者が退院した場合

・障害者支援施設等、障害を事由とした施設に概ね３ヶ月以上入所していた者が退所した場合

・共同生活援助から退所した場合（自立生活援助の利用者を除く）

Ｄ．３月ごと　上記Ａ～Ｃを除く、下記の者

①就労定着支援、自立生活支援、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者

②居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練を利用する者

③65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者

Ｅ．６月ごと　上記Ａ～Ｄを除く、下記の者

①生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）を利用する者

②療養介護、施設入所支援を利用する者

③地域相談支援（地域移行支援）を利用する者

④地域相談支援（地域定着支援）を利用する者

⑤重度障害者等包括支援を利用する者

Q&A vol.1

（基本報酬①）

問76 モニタリング標準期間の一部が見直されたが、利用者の状況に応じてそれ以外の期間を設定してもよいか。

（答）

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、例えば標準期間が６月に１回のところを３月に１回としても差し支えない。なお、以下に示す状態像の利用者については、標準期間よりもさらに短い期間で設定することが望ましい。

【計画相談支援】

・ 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者

・ 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者

・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

２．相談支援専門員１人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）

・計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図る観点から、１人の相談支援専門員が１月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逓減制を導入する。

①計画相談支援費

［平成30年度見直し前］

イ　サービス利用支援費 1,611単位

ロ　継続サービス利用支援費 1,310単位

［平成30年度見直し後］

イ　サービス利用支援費

（1）サービス利用支援費（Ⅰ） 1,458単位

（2）サービス利用支援費（Ⅱ） 729単位

ロ 継続サービス利用支援費

（1）継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1,207単位

（2）継続サービス利用支援費（Ⅱ） 603単位

注）（1）、（2）については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ（1）を算定する場合 取扱件数（相談支援専門員１人当たりの前６月間における計画相談支援対象障害者等の数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者を含む。）の平均値をいう。以下同じ。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

ロ（2）を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。

②障害児相談支援費

［平成30年度見直し前］

イ 障害児支援利用援助費 1,611単位

ロ 継続障害児支援利用援助費 1,310単位

［平成30年度見直し後］

イ 障害児支援利用援助費

（1）障害児支援利用援助費（Ⅰ） 1,620単位

（2）障害児支援利用援助費（Ⅱ） 811単位

ロ 継続障害児支援利用援助費

（1）継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 1,318単位

（2）継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 659単位

注）（1）、（2）については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ（1）を算定する場合 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

ロ（2）を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。

留意事項通知（抜粋）

(2)取扱い件数の取扱いについて

基本単位のサービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数については、１月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前６月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前６月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。

上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を適用する件数となる。

(3)サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて

サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、(2)において算定した件数分について、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利 用支援費（Ⅰ）を割り当てること。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。

Q&A vol.1

（基本報酬②）

問77 相談支援専門員1 人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

（答）

取扱件数は、１月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

（基本報酬③）

問78 例えば、相談支援事業所において、１月から８月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下のとおりであった場合、７月、８月の請求分において、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）（以下「基本報酬（Ⅱ）」という。）を何件算定するのか。

月	1	2	3	4	5	6	7	8
対応件数合計（件）	45	45	60	45	45	50	60	75
うち計画相談	30	30	30	25	30	30	40	50
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員数（人）	1	1	1	1	1	2	2	2

（答）

基本報酬（Ⅱ）を算定する件数は、取扱件数（１月間に計画作成又はモニタリングを行った計画相談支援対象障害者等の数（前６月の平均値）÷相談支援専門員の員数（前６月の平均値））が40 以上である場合において、40 以上の部分に相談支援専門員の員数（前６月の平均値）を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り捨てる。）により算定することとなり、上記例の場合では以下のとおりとなる。

① ７月分の請求について

・ 計画相談支援対象障害者等の数（１月から６月の平均値）

→（45＋45＋60＋45＋45＋50）÷６ ＝48.333… （A）

・ 相談支援専門員の員数（１月から６月の平均値）

→（１＋１＋１＋１＋１＋２）÷６ ＝ 1.166… （B）

・ 取扱件数 →（A）÷（B） ＝41.428… （C）≧40

のため、基本報酬（Ⅱ）を算定する必要があり、算定する件数は

（（C）－39）×（B）＝2.833…となり、小数点以下の端数を切り捨てた２件となる。

なお、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に実施しているので、計画相談支援の７月の請求件数40 件のうち２件を基本報酬（Ⅱ）で算定する。

② ８月分の請求について

・ 計画相談支援対象障害者等の数（２月から７月の平均値）

→（45＋60＋45＋45＋50＋60）÷６ ＝50.833… （A）

・ 相談支援専門員の員数（２月から７月の平均値）

→（１＋１＋１＋１＋２＋２）÷６ ＝ 1.333… （B）

・ 取扱件数 →（A）÷（B） ＝38.125 （C）＜40 となり、全てサービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定することとなる。

３．基本報酬の見直し（計画相談支援）

・業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬については一定程度引き下げる（新単価については、施設入所者等及び新サービス利用者のみ平成30年度から、それ以外のサービス利用者については平成31年度から適用する。）。

・なお、障害児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なっていること、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置く。

→報酬については上記「２．相談支援専門員１人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）」に掲載。

留意事項通知（抜粋）

○サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費にかかる経過措置について（経過的サービス利用支援費及び経過的継続サービス利用支援費について）

平成30年４月1日から平成31年３月31日までの間に、療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助以外の障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する者に対してサービス利用支援又は継続サービス利用支援を実施した場合は、サービス利用支援費(Ⅰ)は1,611単位、サービス利用支援費(Ⅱ)は806単位、継続サービス利用支援費(Ⅰ)は1,310単位、継続サービス利用支援費(Ⅱ)は655単位（以下「旧単価」という。）を適用するものとし、この場合においては、初回加算は算定できないものとする。なお、旧単価を適用するサービスと改正後の単価を適用するサービスを併せて利用する者に係るサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費については、改正後の単価を算定するものとする。

４．特定事業所加算の評価の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

・特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした区分を創設するとともに、加算取得率が低調であることを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。

≪特定事業所加算の見直し≫

［平成30年度見直し前］

特定事業所加算300単位／月

（算定要件）

イ　常勤かつ専従の相談支援専門員を３名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

ハ　24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

ニ　指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ホ　基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供しているこ

ヘ　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

［平成30年度見直し後］

（１）特定事業所加算（Ⅰ）500単位／月

（算定要件）

イ　常勤かつ専従の相談支援専門員を４名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が主任相談支援専門員であること。

ロ　現行の特定事業所加算の（ロ）、（ハ）、（ホ）、（ヘ）の要件を満たすこと。

ハ　指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ニ　指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が１月間において相談支援専門員１人あたり40件未満であること。

（２）特定事業所加算（Ⅱ）400単位／月　※特定事業所加算（Ⅱ）の80/100

（算定要件）

イ　常勤かつ専従の相談支援専門員を４名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ　現行の特定事業所加算の（ロ）～（ヘ）の要件を満たすこと。

ハ　特定事業所加算（Ⅰ）の（ニ）の要件を満たすこと。

（３）特定事業所加算（Ⅲ）300単位／月

（算定要件）

現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算（Ⅰ）の（ニ）の要件を満たすこと。

~~※すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、（ニ）の要件を満たさなくても算定を認める（平成31年3月までの経過措置）。~~

（４）特定事業所加算（Ⅳ）150単位／月　※特定事業所加算（Ⅲ）の50/100

（算定要件）

イ　常勤かつ専従の相談支援専門員を２名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ　現行の特定事業所加算の（ロ）及び（ニ）～（へ）を満たすこと。

ハ　特定事業所加算（Ⅰ）の（ニ）の要件を満たすこと。

※特定事業所加算（Ⅱ）及び（Ⅳ）については、令和３（2021）年３月までとする。

留意事項通知（抜粋）

４．特定事業所加算の取扱いについて

（１）　趣旨

特定事業所加算制度は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

（２）　基本的取扱方針

当該加算の対象となる事業所は、

・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること

・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な相談支援事業所であることが必要となるものである。

本加算については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを中心とした質の高いマネジメントを行うという特定事業所の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

（３）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24 年厚生労働省告示第180号。以下「厚生労働大臣が定める基準」 という。）の具体的運用方針

厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。

①特定事業所加算（Ⅰ）について

ア（１）関係

常勤かつ専従の相談支援専門員を４名以上配置し、そのうち１名以上が主任相談支援専門員であること。ただし、３名（主任相談支援専門員１名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該３名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

イ（２）関係

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

（一）　議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

ア　現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

イ　過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策

ウ　地域における事業者や活用できる社会資源の状況

エ　保健医療及び福祉に関する諸制度

オ　アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術

カ　利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針

キ　その他必要な事項

（二）　議事については、記録を作成し、５年間保存しなければならないこと。

（三）　「定期的」とは、概ね週１回以上であること。

ウ（３）関係

24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。

エ（４）関係

主任相談支援専門員の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。

オ（５）関係

特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。

カ（７）関係

取扱件数については、第四の１の（２）と同様である。

②特定事業所加算（Ⅱ）について

厚生労働大臣が定める基準第２号ロの（２）については、常勤かつ専従の相談支援専門員を４名以上配置し、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、３名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員１名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該３名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

なお、厚生労働大臣が定める基準第２号ロの（１）及び（３）については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。

③特定事業所加算（Ⅲ）について

厚生労働大臣が定める基準第２号ハの（３）については、常勤かつ専従の相談支援専門員３名以上配置し、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、２名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員１名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該２名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

なお、厚生労働大臣が定める基準第２号ハの（１）及び（２）については、①のイ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとし、また、平成30年３月31日以前に特定事業所加算を算定していた事業所の場合は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間は、カの規定は適用しない。

④特定事業所加算（Ⅳ）について

厚生労働大臣が定める基準第２号ニの（３）については、常勤かつ専従の相談支援専門員２名以上配置し、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員１名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所又は同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該１名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。

なお、厚生労働大臣が定める基準第２号ニの（１）及び（２）については、①のイ及びエ～カの規定を準用する。この場合において、エに規定する主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとする。

Q&A vol.1

（加算共通②）

問80 平成30 年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

（答）

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

Q&A vol.2

（特定事業所加算）

問12 特定事業所加算の算定要件として、取扱件数が40 件未満であることが追加されたが、特定事業所加算を新たに算定するための届出を行う際には、どの時点の取扱件数により判断することになるのか。

（答）

届出提出月の前６月間の実績を基に取扱件数が40 件未満であるかどうかを判断することとなる。

例えば、平成30 年６月から特定事業所加算を算定するためには、平成30年５月15 日以前に届出を提出することになるが、その場合は、届出時点の前６月間である平成29 年11月から平成30年４月における取扱件数が要件を満たしているかどうかで判断することとなる。

５．質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

・必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設する。

（１）初回加算【平成30年度新設】300単位／月

・障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価する。

※計画相談支援のみ新設。障害児相談支援においては既設。ただし、基本報酬について旧単価を算定する場合は算定不可。

留意事項通知（抜粋）

４．初回加算の取扱いについて

初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。

（１） 新規にサービス等利用計画を作成する場合

（２）計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前６月間において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合

Q&A vol.1

（加算共通①）

問79 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

（答）

以下の場合については、加算の併給はできない。

① 退院・退所加算と初回加算の併給

② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料２の標準様式を参考として作成し、５年間保存しなければならない。

（初回加算）

問81 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

（答）

算定できる。

（２）入院時情報連携加算【平成30年度新設】

（１）入院時情報連携加算（Ⅰ）※医療機関を訪問しての情報提供

200単位／月

（２）入院時情報連携加算（Ⅱ）※医療機関への訪問以外の方法での情報提供

100単位／月

・入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。

※利用者１人につき、１月に１回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の同時算定不可。

留意事項通知（抜粋）

６．入院時情報連携加算の取扱いについて

（１） 趣旨

計画相談支援報酬告示の５の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。

（２） 算定に当たっての留意事項

当該加算は、次に掲げる区分に応じ、利用者１人につき１月に１回を限度として算定する。

①入院時情報連携加算（Ⅰ）

医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

② 入院時情報連携加算（Ⅱ）

①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

（３） 手続

情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられる。

Q&A vol.1

（加算共通②）

問80 平成30 年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

（答）

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

（３）退院・退所加算【平成30年度新設】200単位／回

・退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。

※利用者１人につき、入院・入所中に３回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。

留意事項通知（抜粋）

７．退院・退所加算の取扱いについて

（１） 趣旨

病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた障害児が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下、第四において「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。

なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の６の（１）の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。

（２） 算定に当たっての留意事項

退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて３回分を限度に加算を算定できるものであること。

（３） 手続

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。

Q&A vol.1

（加算共通①）

問79 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

（答）

以下の場合については、加算の併給はできない。

① 退院・退所加算と初回加算の併給

② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料２の標準様式を参考として作成し、５年間保存しなければならない。

（４）居宅介護支援事業所等連携加算【平成30年度新設】100単位／月

・障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算する。

※利用者１人につき、１月に１回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後６ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ新設。

留意事項通知（抜粋）

８．居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて

（１） 趣旨

当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合において、当該利用者を担当している相談支援専門員が、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）に出向く等により、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員による居宅サービス計画等の作成に協力を行った場合に、加算するものである。

ここでいう「作成に協力を行った場合」とは、具体的には、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員に対して説明を行った場合等をいう。

（２） 算定に当たっての留意事項

当該加算を算定した利用者に係る居宅サービス計画等の作成を行った指定居宅介護支援事業所等において、６月以内に再度同一の利用者に関して当該加算を算定することはできないことに留意すること。

また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定できるものである。

（３） 手続

第四の６の（４）の規定を準用する。

Q&A vol.1

（加算共通②）

問80 平成30 年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

（答）

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

（居宅介護支援事業所等連携加算）

問82 「居宅介護支援事業所等連携加算」は、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前６月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、６月以内でも算定可能か。

（答）

算定できる。

（５）医療・保育・教育機関等連携加算【平成30年度新設】100単位／月

・サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。

※利用者１人につき、１月に１回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。

留意事項通知（抜粋）

９．医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて

（１） 趣旨

次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。

ア 利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

イ 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。

（２） 算定に当たっての留意事項

当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。

（３） 手続

第四の７の（３）の規定を準用する。

Q&A vol.1

（加算共通①）

問79 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

（答）

以下の場合については、加算の併給はできない。

① 退院・退所加算と初回加算の併給

② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料２の標準様式を参考として作成し、５年間保存しなければならない。

（医療・保育・教育機関等連携加算）

問83 「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

（答）

留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

（６）サービス担当者会議実施加算【平成30年度新設】100単位／月

・継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。

※利用者１人につき、１月に１回を限度として加算。

留意事項通知（抜粋）

10．サービス担当者会議実施加算の取扱いについて

（１） 趣旨

継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。

（２） 算定に当たっての留意事項

サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。

（３） 手続

サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

Q&A vol.1

（サービス担当者会議実施加算①）

問84 「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。

（答）

サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

（サービス担当者会議実施加算②）

問85 モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

（答）

モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

（７）サービス提供時モニタリング加算【平成30年度新設】100単位／月

・継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。

※利用者１人につき、１月に１回を限度、かつ、相談支援専門員１人当たり１月に39人を限度として加算。

留意事項通知（抜粋）

11．サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて

（１） 趣旨

継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。

なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。

ア　障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況

イ　サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況

ウ　その他必要な事項

（２） 算定に当たっての留意事項

１人の相談支援専門員が１月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。

（３） 手続

（１）における記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

Q&A vol.1

（加算共通②）

問80 平成30 年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

（答）

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

（サービス提供時モニタリング加算①）

問86「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。

（答）

算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

（サービス提供時モニタリング加算②）

問87 複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

（答）

複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、１箇所でも確認していれば算定は可能である。

（サービス提供時モニタリング加算③）

問88 「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1 人当たり39 件まで請求できるが、取扱件数と同様に前６月平均なのか。

（答）

取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する場合があることに配慮して前６月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前６月平均ではなく当該月の実施件数を39 件までとする。

（８）行動障害支援体制加算【平成30年度新設】35単位／月

・行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

留意事項通知（抜粋）

12. 行動障害支援体制加算の取扱いについて

（１） 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

（２） 手続

この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

Q&A vol.1

（加算共通②）

問80 平成30 年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

（答）

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

（行動障害支援体制加算①）

問89 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

（答）

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

（行動障害支援体制加算②）

問90 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

（答）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18 年10 月31 日障発1031001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第一の１の（４）の規定（※）に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

（※）留意事項通知抜粋

（４） 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。

（行動障害支援体制加算③）

問91 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

（答）

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

Q&A vol.2

（行動障害支援体制加算①）

問13 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を１名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、１事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を１名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

（答）

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

（行動障害支援体制加算②）

問14 「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

（答）

月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定

継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

（９）要医療児者支援体制加算【平成30年度新設】35単位／月

・重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

留意事項通知（抜粋）

13．要医療児者支援体制加算の取扱いについて

（１） 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙２地域生活支援促進事業実施要綱別記15に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

（２） 手続

第四の12の（２）の規定（※）を準用する。

※この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

Q&A vol.1

（加算共通②）

問80 平成30 年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

（答）

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

（行動障害支援体制加算①）

問89 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

（答）

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

（行動障害支援体制加算②）

問90 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

（答）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18 年10 月31 日障発1031001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第一の１の（４）の規定（※）に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

（※）留意事項通知抜粋

（４） 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。

（行動障害支援体制加算③）

問91 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

（答）

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

Q&A vol.2

（行動障害支援体制加算①）

問13 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を１名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、１事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を１名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

（答）

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

（行動障害支援体制加算②）

問14 「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

（答）

月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

（１０）精神障害者支援体制加算【平成30年度新設】35単位／月

・精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

留意事項通知（抜粋）

14. 精神障害者支援体制加算の取扱いについて

（１） 趣旨

当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。

ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙１地域生活支援事業実施要綱別記17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙２地域生活支援促進事業実施要綱別記26に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。

（２） 手続

第四の12の（２）の規定（※）を準用する。

※この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。

Q&A vol.1

（加算共通②）

問80 平成30 年度の報酬改定で創設された加算の中で､基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか｡また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

（答）

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

また、地域生活支援拠点等の届出を行っている事業所については、「地域生活支援拠点等相談強化加算（既にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成済みの利用者への対応に限る。）」及び「地域体制強化共同支援加算」も当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、上記加算に対して算定することはできない。

（行動障害支援体制加算①）

問89 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

（答）

加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

（行動障害支援体制加算②）

問90 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

（答）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18 年10 月31 日障発1031001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第一の１の（４）の規定（※）に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

（※）留意事項通知抜粋

（４） 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。

（行動障害支援体制加算③）

問91 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

（答）

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

Q&A vol.2

（行動障害支援体制加算①）

問13 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を１名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、１事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を１名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。

（答）

「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施した全てのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

（行動障害支援体制加算②）

問14 「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。

（答）

月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。

６．その他（計画相談支援、障害児相談支援）

・セルフプランについて、各市町村において以下の取組を行うよう促す。

ア　セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握

イ　計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成

ウ　セルフプランにより支給決定されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定数を検証

（参考）地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

（１）相談機能の強化　（略）

（２）緊急時の受入れ・対応の機能の強化　（略）

（３）体験の機会・場の機能の強化

○拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。

○また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

○さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逓減制にする。

○なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。

○加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

≪体験利用支援加算の見直し≫　※日中活動系サービス

［現行］［見直し後］

300単位／日500単位／日（初日から５日目まで）

＋50単位／日　※地域生活支援拠点等の場合

250単位／日（６日目から15日目まで）

＋50単位／日　※地域生活支援拠点等の場合

≪体験利用加算の見直し≫　※地域移行支援

［現行］［見直し後］

300単位／日500単位／日（初日から５日目まで）

＋50単位／日　※地域生活支援拠点等の場合

250単位／日（６日目から15日目まで）

＋50単位／日　※地域生活支援拠点等の場合

≪体験宿泊支援加算【新設】≫　※施設入所支援120単位／日

≪体験宿泊加算の見直し≫　※地域移行支援

［現行］

イ体験宿泊加算（Ⅰ）300単位／日

ロ体験宿泊加算（Ⅱ）700単位／日

［見直し後］

イ体験宿泊加算（Ⅰ）350単位／日

ロ体験宿泊加算（Ⅱ）750単位／日

（４）専門的人材の確保・養成の機能の強化　（略）